

知っておきたい国民健康保険

社会保険など他の健康保険に加入したとき

社会保険など他の健康保険に加入したときは、国民健康保険の資格喪失の手続きが必要でず。

社会保険の被保険者証が交付されるまでの間、国民健康保険被保険者証を使用すると、町が負担した医療費を返還していただく場合もありますので、必ず資格喪失の手続きを行ってください。

修学のため、家族と離れて他の市町村に住むとき

修学のため、他の市町村へ転出する方は、届出により横芝光町の国民健康保険の被保険者となることができます。この場合は、す

に在学している方も含めて、毎年被保険者証の交付手続きが必要でず。

○手続きに必要なもの

- ・ 在学証明書(4月1日以降に発行されたもの)
- ・ 印かん
- ※学校を卒業したときは、住所地の国民健康保険に加入することになりますので、資格喪失の手続きをしてください。

被保険者証の再発行

被保険者証を紛失したり、誤って破いてしまつたりしたときは、被保険者証を再発行できます。

○手続きに必要なもの

- ・ 本人確認ができる証明書(運転免許証など)
- ・ 印かん

国民健康保険税の納め忘れはありませんか

国民健康保険税は、4月

から翌年3月までの1年分を8期に分けて納付していただきます。

国民健康保険税に未納があると、通常の被保険者証の代わりに『短期被保険者証』(有効期間が3ヶ月以内のもの)が交付され、また納期限から1年を過ぎても未納がある場合は、被保険者証を返還していただき、『被保険者資格証明書』(被保険者証とは異なり、医療費はいったん全額自己負担となります)が交付されることもあります。

また、納期限を過ぎると督促状が送付されるほか、延滞金の納付義務が生じ、法令に基づく滞納処分を受ける場合がありますので、お早めに納付してください。

入院時の食事代の負担額が変わります

4月から、入院と在宅療養の負担の公平を図るため、入院時の食事代の負担額が下表のとおり変わります。

なお、町県民税課税世帯で次の①から③に該当する方の負担額は変更ありません。

- ① 指定難病患者
- ② 小児慢性特定疾病患者
- ③ 平成28年4月1日時点で1年を超えて精神病床に入院している方

区分	1食当たりの負担額	
	3月まで	4月から
町県民税課税世帯	260円	360円
町県民税非課税世帯	210円 ※入院日数が90日を超えると160円	変更なし
町県民税非課税世帯で一定所得以下の70歳以上の方	100円	変更なし

◆問い合わせ

- ・ 制度のこと
住民課国保年金班
☎(84) 12114
- ・ 納税のこと
税務課収税班
☎(84) 12112

個人番号カードの時間外交付

「個人番号カード」交付の時間外窓口を開設しています。

交付の準備ができた方には、順次、受領の通知を差し上げていきますので、平日都合が悪い方は、ご利用ください。

時間外交付を希望する方は、事前に電話で予約してください。

とき

3月5日(土)、6日(日)、26日(土)

ところ

午前9時～午後4時
住民課住民班

※転出する予定がある方は、新しい住所地で「個人番号カード」を申請してください。住所地の異動があると、申請した「個人番号カード」は作成されないため、再度申請が必要でず。

◆予約・問い合わせ

- 住民課住民班
☎(84) 12114